

事務連絡
令和4年4月26日

一般財団法人 自動車検査登録情報協会専務理事 殿

国土交通省自動車局自動車情報課OSS企画班長

新型コロナウイルスの流行による自動車生産遅滞に対する
OSS申請への対応について（延長）

現在、「新型コロナウイルスの流行による自動車生産遅滞に対するOSS申請への対応について（令和4年2月18日事務連絡）」に基づき、警察署長からの車台番号照会后30日以上経過し、車台番号が確定した場合にも申請を却下しない運用を行っているところです。

今般、様々な社会情勢の影響による長期的な半導体不足や部品提供の停止により、自動車生産工場の停止措置に伴う自動車生産の遅れが生じ、車台番号照会后30日以内に車台番号を確定することが困難な事例が引き続き発生していると自動車販売業界より報告があったことから、令和4年4月28日をもって終了する救済措置期間を、当面の間、延長いたします。

つきましては、令和4年4月29日以降についても、当面の間、登録情報処理機関に対し、警察署長からの車台番号照会があった場合には、30日を超える場合であっても照会にご回答いただけますようお願いいたします。